

長島町通学路交通安全プログラム



国道 389 号線火ノ浦信号機付近

平成 26 年 3 月 28 日現在 歩道整備計画進行中

長島町通学路安全推進協議会
(策定 H26. 3、改訂 H28. 2、改訂 H31. 3)

1. プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、長島町では平成 24 年 7 月から 8 月にかけて、各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「長島町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「長島町通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

(1) 推進協議会組織

① 委員会

・鷹巣小学校（小学校代表者）1 名 ・川床小学校（小学校代表者）1 名 ・伊唐小学校（小学校代表者）1 名 ・獅子島小学校（小学校代表者）1 名 ・城川内小学校（小学校代表者）1 名 ・平尾小学校（小学校代表者）1 名 ・蔵之元小学校（小学校代表者）1 名

② 幹事会

・長島町教育委員会 2 名 ・長島町役場建設課 3 名 ・阿久根警察署 1 名 ・北薩地域振興局建設部土木建築課出水駐在 1 名

(2) 推進協議会の役割

① 委員会の役割

「長島町通学路交通安全プログラム」の策定及び対策の実施状況確認、対策効果の把握、対策の改善・充実の検討など、継続的な通学路交通安全の確保に向けた検討を行います。また、推進協議会の代表者として会長及び副会長を選任します。

② 幹事会の役割

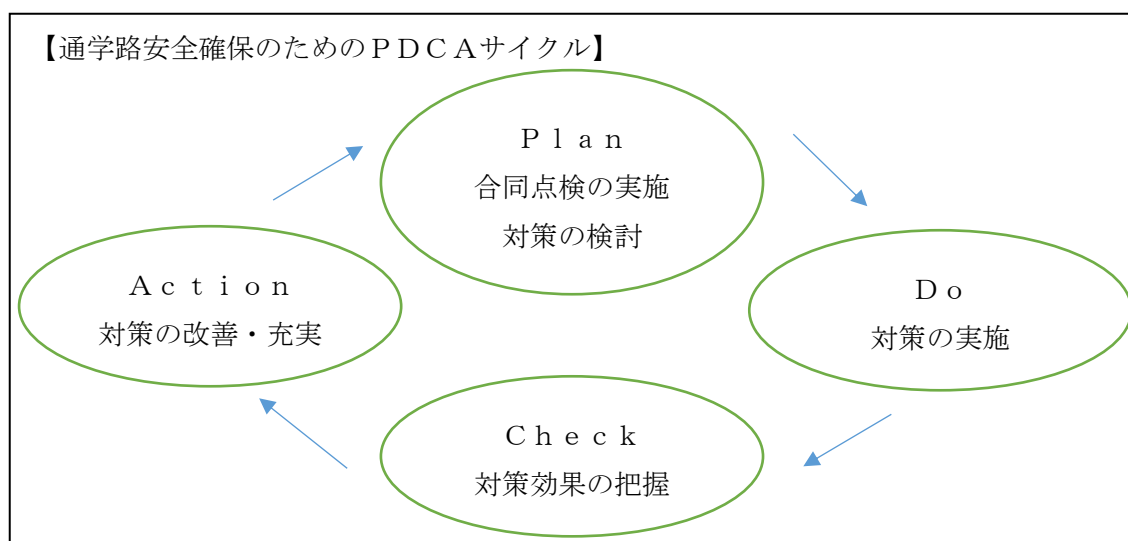
委員会や関係機関等との連絡調整及び推進協議会の運営を行います。また、幹事会には幹事長を置くとともに、長島町担当 2 課は関係機関との連絡調整及び協議会の進行を行います。

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検（P l a n）

①合同点検の実施時期等

- ・ 町内の小学校を集めて、1年に1回、合同点検を実施します。
- ・ 実施時期は、夏期に行います。
- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

②合同点検の体制

- ・ 小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、自治公民館等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討（P l a n）

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備のようなハード対策や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施（D o）

- ・ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握（C h e c k）

- ・ 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実（A c t i o n）

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図，箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については，関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し，公表します。

【別添資料】

別添Ⅰ 対策一覧表

別添Ⅱ 対策箇所図